

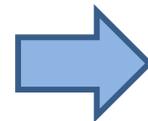
# 山武市介護予防ケアマネジメント 説明会

山武市高齢者福祉課  
地域包括支援センター



# 山武市の高齢化の状況

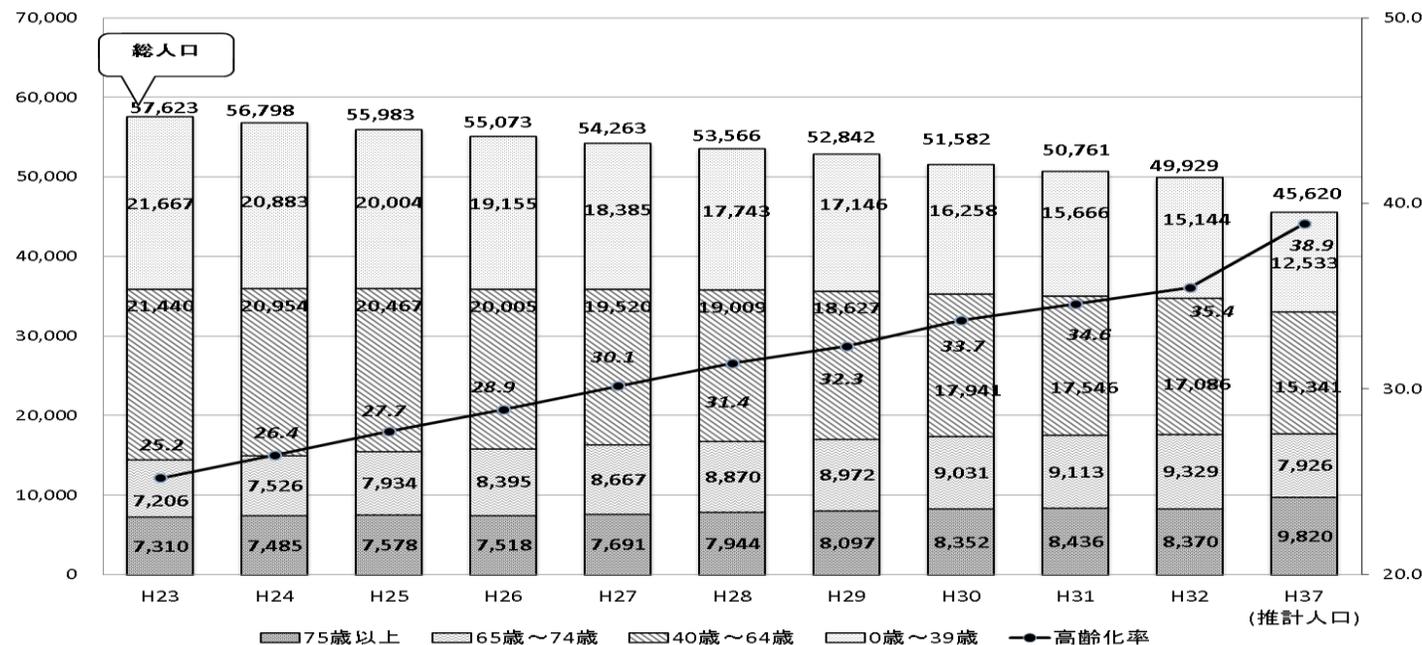
	平成 29 年 9 月末
人口	52,842 人
65 歳以上の人口	17,069 人
75 歳以上の人口	8,097 人
要支援認定者数	536 人
介護保険給付費	42.4 億円
介護保険料（月額）	5,230 円



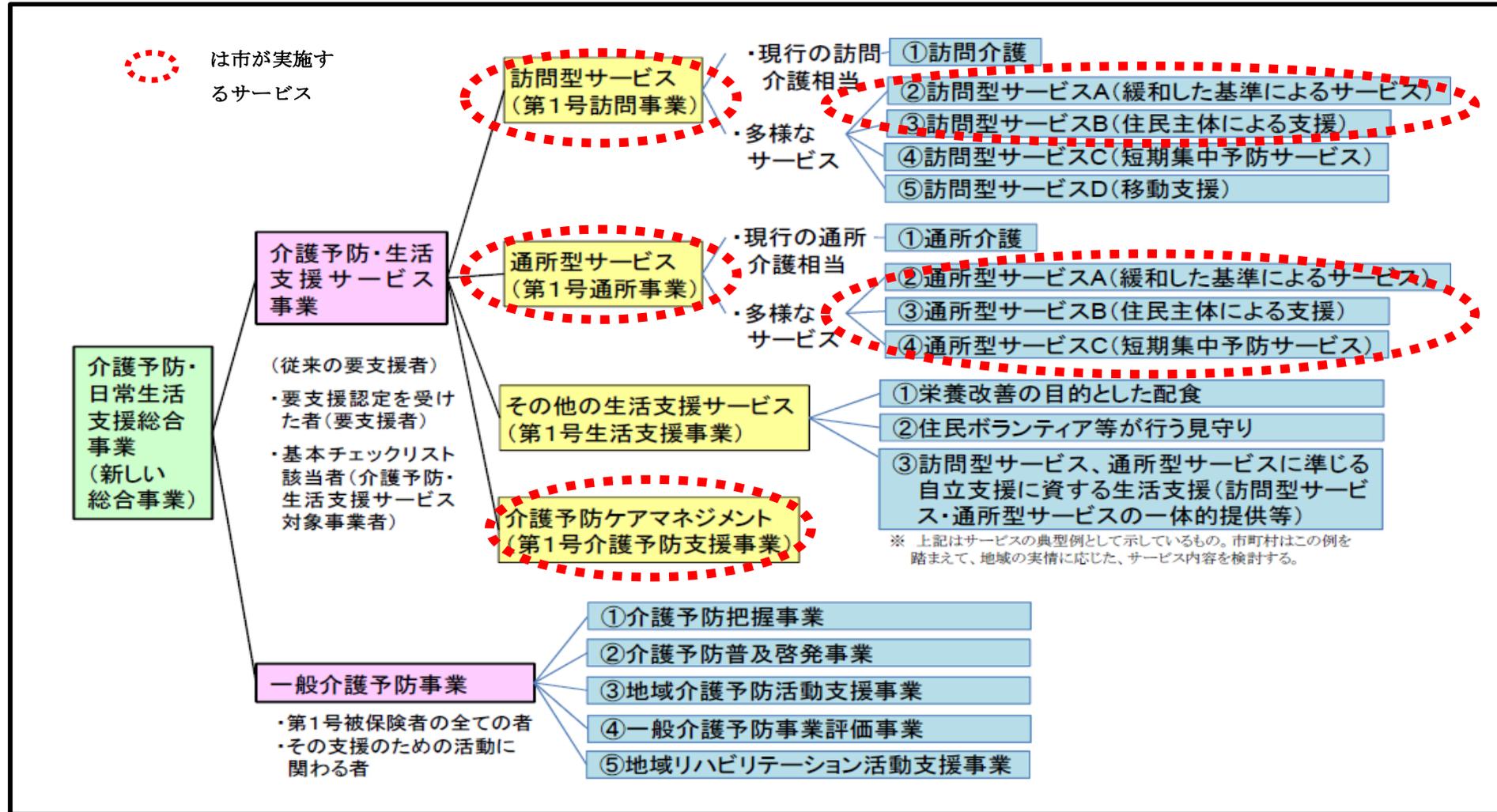
	平成 37 年推定
人口	45,620 人
65 歳以上の人口	17,746 人
75 歳以上の人口	9,820 人
要支援認定者数	585 人
介護保険給付費	54.9 億円
介護保険料（月額）	7,793 円

- 65 歳以上人口の割合  
32.3%⇒38.9%
- 75 歳以上の人口の割合  
15.3%⇒21.5%
- 要支援認定者数（65 歳以上）  
536 人⇒585 人（1.1 倍）
- 65 歳以上の方のうち要支援認定者  
3.1%⇒3.3%
- 介護保険料月額  
⇒1.5 倍

山武市の高齢化の推移（9 月末日現在）



# 山武市が実施する新しい総合事業の構成



# 山武市が実施する事業者指定による基準緩和型サービス

資料集P1～2

## 1 実施するサービスの種類

- (1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）
  - 訪問型サービスA
  
- (2) 通所型サービス（第1号通所事業）
  - 通所型サービスA
  - 通所型サービスC

## 2 サービスの開始時期

平成30年5月1日（火）

## 3 サービス実施参入方法

事業者指定

# 訪問型サービスA【基準緩和型】の概要

対象者	居宅要支援者等（要支援者及びチェックリストによる事業対象者）
内容	家事援助（身体介護を除く。）
人員	【管理者】常勤・専従1人以上 ※兼務可能
	【従事者】必要数（サービスが賄える人数） ≪資格要件≫介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修を修了した者 ※兼務可能 【訪問事業責任者】従事者のうち必要数 ≪資格要件≫介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修を修了した者 ※兼務可能
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室、相談スペース）</li> <li>・必要な設備、備品（介護予防訪問介護の考え方と同じ）</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明、同意 等（介護予防訪問介護の考え方と同じ）</li> </ul>
提供時間	1回につき45分程度
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月4回（週1回）の場合（要支援1・2、事業対象者） 975単位／月</li> <li>・月8回（週2回）の場合（要支援1・2、事業対象者） 1,949単位／月</li> <li>・月8回超（週2回超）の場合（要支援2、事業対象者のうち要支援2相当） 3,092単位／月</li> <li>・初回加算 200単位</li> <li>・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ</li> </ul>

# 通所型サービスA【基準緩和型】の概要

対象者	居宅要支援者等（要支援者及びチェックリストによる事業対象者）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理</li> <li>・介護予防に資する体操</li> <li>・レクリエーション ほか</li> </ul>
人員	【管理者】常勤・専従1人以上 ※兼務可能
	【従事者】必要数1人以上（サービスが賄える人数） ≪資格要件≫介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修を修了した者 ※兼務可能
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備 等</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明、同意 等（介護予防通所介護の考え方と同じ）</li> </ul>
提供時間	1回につき90分以上
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月4回（週1回）の場合（要支援1・2、事業対象者） 1,372単位／月</li> <li>・月8回（週2回）の場合（要支援2、事業対象者のうち要支援2相当） 2,813単位／月</li> <li>・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ</li> </ul>

# 通所型サービスC【短期集中型】の概要

対象者	居宅要支援者等（要支援者及びチェックリストによる事業対象者）
内容	保健又は医療の専門職が行う機能訓練
人員	【管理者】常勤・専従1人以上 ※兼務可能
	【従事者】必要数（サービスが賄える人数）※兼務可能 【専門職】1人以上 ※兼務可能 《資格要件》 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 等
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 等（介護予防通所介護の考え方と同じ）
提供時間	・1回につき90分以上 ・サービス提供期間は3か月～6か月
報酬	週1回（要支援1・2、事業対象者） 430単位／回

# サービスの利用開始について

- (1) 審査は、千葉県国民健康保険団体連合会に委託して行います。
- (2) 請求の際は、サービスコードを使用してください。
- (3) 訪問型サービス A 及び通所型サービス A の月額包括報酬における日割り計算については、次に掲げる積算での請求となります。月額包括報酬から日額を求め、算定対象期間の日数を乗じ積算してください。詳細については、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（新規資料）」（平成 30 年 3 月 6 日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」 I - 資料 9）をご参照ください。

サービス算定対象期間 【開始】起算日から月末までの期間  
 【終了】月初から起算日までの期間

	事 由	起 算 日
開 始	・ 区分変更（要支援 1 ⇔ 要支援 2）	変更日
	・ 区分変更（要介護 ⇒ 要支援） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除	契約日
終 了	・ 区分変更（要支援 1 ⇔ 要支援 2）	変更日
	・ 区分変更（要支援 ⇒ 要介護） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・ 事業所指定効力停止の開始 ・ 事業所指定有効期間満了	契約解除日 （廃止日・満了日）  （開始日）

○ 月の途中で利用開始の契約を締結した場合

⇒ 契約日を起算日とした日割り請求 《契約日と同月にサービスを利用した場合》

期間	5/1	5/10	5/15	5/31
		契約日	利用開始日	
予防給付サービス	 報酬算定期間（日割りなし）			
総合事業サービス （基準緩和型）	 報酬算定期間（日割請求）			

※ 月の途中で契約を解除した場合も月初から契約解除日（起算日）までの日割請求になります。

○ 契約日の翌月からサービスの利用が開始された場合

⇒ 翌月の利用開始月から算定（日割りなし）

期間	4/30	5/1	5/15	5/31
	契約日		利用開始日	
予防給付サービス	 報酬算定期間（日割りなし）			
総合事業サービス （基準緩和型）	 報酬算定期間（日割りなし）			

※ 契約解除月にサービスの利用がない場合は、当該契約解除月の月額報酬は請求しません。

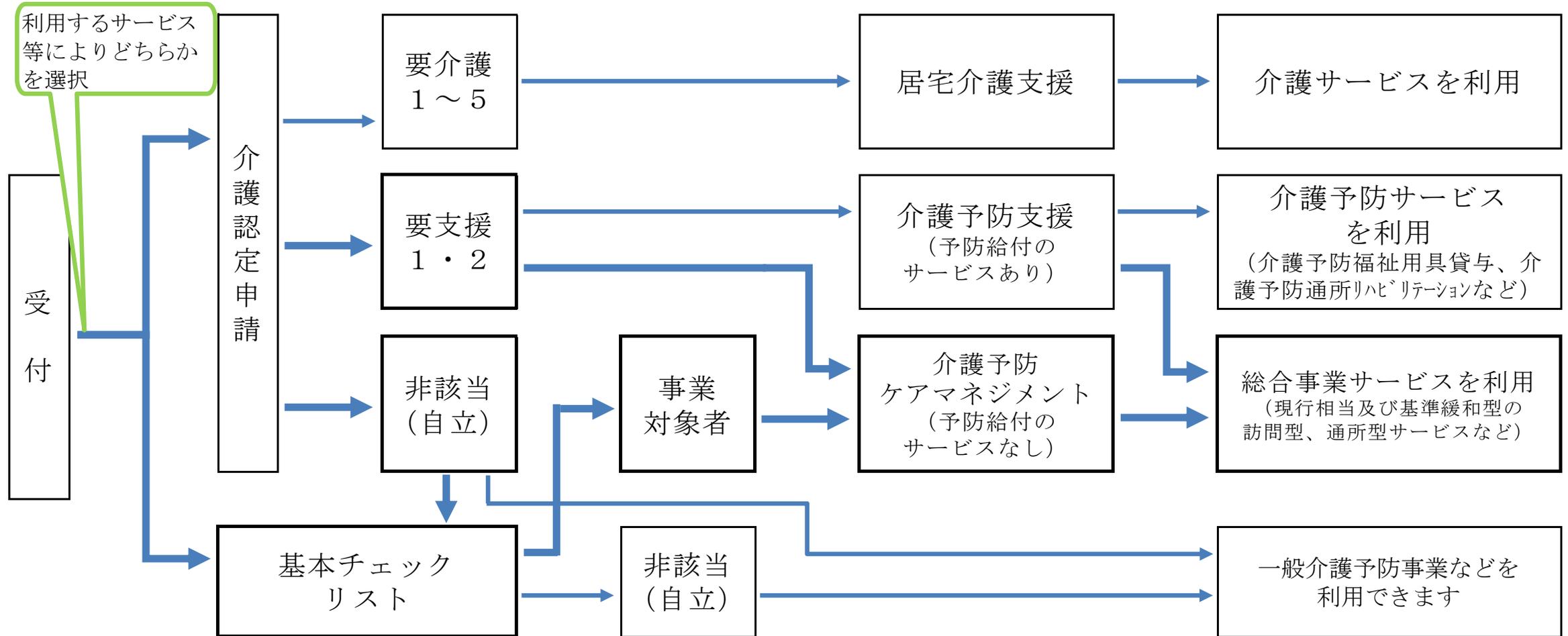
# 要支援認定者と事業対象者の違い

資料集P3～6

項目	要支援認定者(認定更新)	事業対象者(基本チェックリスト)
手続きの期間	申請から結果通知まで30日程度	申請から結果通知まで 1～2週間程度
利用できるサービス	①介護予防給付のサービス ②総合事業のサービス ③①+②	総合事業のサービス
有効期間	最大3年	2年
受給資格証明書	あり	あり
利用者負担額	1割(一定以上の所得の利用者は2割)	

※事業対象者となった後も、必要に応じて介護認定申請が可能です。

# 総合事業のサービスの利用方法



**ケアマネジャーが申請及び更新手続きする場合は、本庁での受付にご協力ください。**

# 介護予防ケアマネジメントの基準及び単位

資料集P7～12

	介護予防支援	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
プランの範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防給付</li> <li>・総合事業(現行相当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業 現行相当、 訪問型A【基準緩和】 通所型A【基準緩和】 通所型C【短期集中】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業 通所型C【委託型】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業 訪問型B【住民主体】 通所型B【住民主体】</li> </ul>
アセスメント	実施	実施	実施	実施(初回のみ)
ケアプラン作成	作成	作成	作成	作成(簡略版)
サービス担当者会議	プラン作成時、変更の都度	プラン作成時、変更の都度	必要に応じて実施	原則として行わない
プラン有効期間	3～12か月	3～12か月	3～12か月	期間なし
モニタリング訪問	3か月に1回(年4回) (その他の月は電話)	3か月に1回(年4回) (その他の月は電話)	必要に応じて実施 (その他の月は電話)	原則として行わない
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画開始後6か月経過前</li> <li>・計画期間終了前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画開始後1年経過前、</li> <li>・計画期間終了前</li> </ul>	計画期間終了前	原則として行わない
単位	430単位	430単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回430単位</li> <li>・2月目以降 372単位</li> </ul>	430単位
加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算300単位</li> <li>・小規模多機能型居宅 連携加算300単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算300単位</li> <li>・小規模多機能型居宅 連携加算300単位</li> </ul>	初回加算300単位	初回加算300単位
算定期期	毎月	毎月	毎月	初回のみ
備考	従来のもの	介護予防支援に相当するケアマネジメント	緩和した基準のマネジメントで、サービス担当者会議等を省略したもの	緩和した基準のマネジメントで、初回のみ行われるもの

# 介護予防ケアマネジメント の基本的な考え方

利用者の  
「したい」「やりたい」  
を支える！

- 利用者一人ひとりが自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスすると共に、介護予防、健康の維持増進を図ることを目的とする。
- 利用者本人への意識付けや、その方が目指す生活を支援するためのアセスメント及びケアプランが重要。何を目標として、サービスを利用するのかという、具体的なイメージの共有が大切。
- ケアマネジャーは、豊富な知識を蓄えて利用者に伝える(説明する)。

# 現行相当サービスと基準緩和型サービスとの併用

		追加で利用するサービス					
		介護予防訪問介護相当	訪問型サービスA【基準緩和】	介護予防通所介護相当	通所型サービスA【基準緩和】	通所型サービスB【住民主体】	通所型サービスC【短期集中】
主として利用するサービス	介護予防訪問介護相当		×	○	○	○	○
	訪問型サービスA【基準緩和】	×		○	○	○	○
	介護予防通所介護相当	○	○		×	○	×
	通所型サービスA【基準緩和】	○	○	×		○	×
	通所型サービスB【住民主体】	○	○	○	○		○
	通所型サービスC【短期集中】	○	○	×	×	○	

# 介護予防サービス計画作成・介護予防 ケアマネジメント依頼(変更)届出書について

## ◆提出事由

新規	介護認定申請の結果、要支援認定を受けた場合
	事業対象者となった場合
変更	要介護 ⇒ 要支援 ・ 事業対象者
	事業対象者 ⇒ 要支援
	要支援 ⇒ 事業対象者
	居宅介護支援事業所の変更

## ◆更新の際

開始日： 認定有効期間終了日の翌月の1日の日付

# 初回加算の算定について

算定できる	①新規作成及び過去2か月以上居宅介護支援・居宅介護予防支援が算定されていない場合 ②要介護者が要支援認定を受けたまたは、事業対象者となった場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合
算定できない	事業対象者が要支援者になった場合

## 参照

山武市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 第3の1-(2)

介護報酬通知 平12老企36号 第3の9